

接続水域における規制

水 上 千 之

はじめに

- 一 歴史的展開
- 二 領海条約第二四条
- 三 国連海洋法条約第三三条
- 四 わが国の接続水域
おわりに

はじめに

わが国は、一九九六年の「領海法の一部を改正する法律」によって、接続水域を設定し、「領海法」のタイトルも「領海及び接続水域に関する法律」に変えた。接続水域は、国家実行を通してその概念が発達し、一九五八年の「領海及び接続水域に関する条約」で規定され、一九八二年の国連海洋法条約でも規定されている。⁽¹⁾ 本稿では、接続水域概念が歴史的にどのような経緯を辿り、どのようなものとして認識されてきたかを検討し、また、現在の各国法制における接続水域を検討したうえで、わが国の接続水域の内容・性格をみてみることにする。

一 歴史的展開

(1) ハーグ法典編纂会議以前

接続水域の起源は、イギリスの一連の徘徊法 (Hovering Acts) のような一八世紀の法令にあるとされる。²⁾ この法律は、密輸活動を行う外国船舶から自国法益を保護することを目的とし、この法律で基線から三カイリ以遠でイギリスの管轄権行使を認めるものは一七三六年から実施された。一七三六年法は、基線から六カイリの水域内で密輸と徘徊に従事する船舶に拿捕を含む管轄権行使を許した。一七六五年法はマン島周辺で関税水域を距岸九カイリまでとし、

一八〇二年法は関税水域を二四カイリとした。³⁾ しかし、イギリスは、その後一八七六年の関税統合法 (The Customs Consolidation Act) によって、領海外の外国船舶に対する管轄権を放棄し、一八五〇年のフランス船プチ・ジュール (Petit Jules) 号が徘徊法でイギリスが三カイリ以遠で管轄権行使した最後の事件とされる。この事件は、プチ・ジュール号がワイト島の沖合二三カイリの地点で拿捕された事件である。乗組員の一人がフランスに逃亡し、イギリスがその乗組員の引き渡しを要求しうるかを女王の法律顧問に意見を求めたが、同顧問は、三カイリを超えて外国船舶に対して執⁴⁾行することは国際法上許されない権力行使であり、その拿捕、抑留に対して外国は抗議する権利をもつとした。

一八七六年の関税統合法は、すべての関税、財政規則の適用を領海の外側の限界までに制限した。イギリスは、領海以遠での関税規則に関する管轄権行使の慣行を放棄して、国際法の下で、国は関連条約が締結されていない限り、公海上の外国船舶に対し関税規則を主張することができないことを一貫して主張してきた。また、一般に、領海三カイリの限界を管轄権行使の唯一の限界として確固として支持した。イギリスは、継続追跡権や防衛の権利を認めたが、

これらも執行の権限に限定されたものであった。⁽⁵⁾

アメリカは、一七九〇年に関税に関する管轄権を一二カイリに拡大する法律を制定した。⁽⁶⁾ この法律は、アメリカ向けの船舶が荷下ろしおよび関税許可の場所に着く前に距岸一二カイリ内で外国商品の荷下ろしすることを禁止した。一七九九年法にも同様な規定が盛り込まれた。アメリカの最高裁判所は、Church v. Hubbard 事件(判決、一八〇四年)でこの法律の趣旨を支持した。この事件は、アメリカ船がブラジル沖の四〜五リーグ(一二〜一五カイリ)の地点で拿捕され、ポルトガル法に違反して違法に貿易をしたとして没収され、貨物の保険に関連してアメリカ連邦最高裁判所で裁判され、マーシャル長官は、「損害から自国を守る権限は確かに自国の領域を超えて行使されうる」と述べ、その例として、一七九九年法による臨検の権利を挙げた。⁽⁷⁾ もつとも、同じ裁判所は、Rose v. Himel 事件(一八〇八年)で、反徒との違法貿易のために領海限界を超えた私掠船によるアメリカ船の拿捕は国際法によって正当化されないとしている。⁽⁸⁾

その後のアメリカ最高裁判所のグレース・アンド・ルビー(Grace and Ruby)号事件(判決、一九二二年)イギリス船グレース・アンド・ルビー号が陸地から四カイリのところでアルコール類を小型ボートに積み換えてその後マサチューセッツ海岸に運んで沿岸警備当局に拿捕された事件であるが、夜間に貨物の積み換えを禁じた一八八四年法により、小型ボートでアメリカへ品物を運搬する行為に乗組員が参加したことが、アメリカの領域管轄権内の「解釈的存在」であるとして三カイリを超えた地点でのイギリス船の拿捕を正当化した。⁽⁹⁾ しかし、ここでは、沿岸国が管轄権を行使する領海外の水域という考え方は使われていない。この事件に対して、イギリスから抗議があり、アメリカは、領海に接続する水域概念を明確化するために一九二二年に関税法(The Tariff Act)を制定した。

この法律は、連邦公務員にアメリカの海岸から一二カイリ内のすべての船舶に乗船し、送り状を調べ、船舶内の人、

貨物等を検査し、この法律の遵守を強制するために必要なすべての武力を行使することを認めた。⁽¹⁰⁾

この法律に対しては、外国とくにイギリスから激しい抗議があり、アメリカは、いわゆるリカー条約に関する交渉を行い、一六の国のとの間で二国間のリカー条約を締結した。⁽¹¹⁾ リカー条約では、関係国は、アメリカの海岸から一二カイリ内の水域であるいはアメリカの海岸から一時間の航程を超えない距離での自国の船舶の規制に対する同意を表明し、その代わりに乗組員のために一定量のアルコール類を持ち込む権利を獲得した。

他の国も領海の外に一定の管轄権を主張した。たとえば、チリは、一八五五年に、エクアドルは一八五七年に、アルゼンチンは一八六九年に、それぞれ、一二カイリの安全、財政に関する規制権限を主張した。メキシコは、一九〇二年に、二〇キロの財政水域を主張した。ノルウェーは、一九二二年に一〇カイリの関税水域を主張した。フランスは、一八一七年に関税監視のための二〇キロ水域を主張した。ポルトガルは、一九一一年に、六カイリの関税水域を主張した。⁽¹²⁾

ヨーロッパでは、アルコール類密輸規制に関する多数国間条約が一九二五年にヘルシンキにおいてバルト海諸国一
 国によって締結された。この条約すなわちヘルシングフォールス条約は、締約国間でアルコール類の密輸出入を抑
 圧するために一二カイリの接続水域の設定を認めた。この条約の第九条は、次のように規定する。

「締約国は、締約国のいずれかが海岸から又は群島の外側の限界から一二カイリに及ぶ水域内で明らかに密輸出入
 に従事している船舶に当該締約国の法令を適用することに異議を唱えないことを約束する。

密輸出入に従事している疑いのある船舶が前記の拡大された水域で発見され、この水域から逃走するときは、当
 該水域に対して規制を行使する国の当局は、この水域を超えて公海へその船舶を追跡しその船舶に関してその水域
 で拿捕されたのと同じ権利を行使することができる。⁽¹³⁾」

また、学会でも接続水域の問題が扱われた。

万国国際法学会は、一九二八年会期の決議で次のように述べている。

「沿岸国は、領海に接続する補助水域において、安全、中立、衛生・関税・漁業規制に必要な措置をとることができる。沿岸国は、この補助水域におけるこれらの事項の法令の違反に対し裁判権を有する。⁽¹⁴⁾」

接続水域制度は、ハーバード草案で、次のように規定された。

「領海に隣接する公海において、国は、関税、航行、衛生又は警察に関する法令の領土又は領海内における執行のために又は自国の保護のために必要な措置をとることができる。⁽¹⁵⁾」

(2) ハーグ法典編纂会議

接続水域は、一九三〇年の国際連盟主催のハーグ国際法典編纂会議において、政府間会議としては初めて扱われた。この会議の準備委員会が作成した「討議の基礎」は接続水域に関して次のように規定した。

「沿岸国は、自国の領海に接続する公海で、外国船舶による関税又は衛生上の規則の違反又は自国の安全に対する干渉を、自国の領土又は領海で防止するために必要な規制を行使することができる。この規制は、海岸から一二カイリを超えて行使することはできない。⁽¹⁶⁾」

会議において「討議の基礎」は受け入れられなかった。いくらかの国は、関税監視の行使の権利の付与を支持し、他の国は、法典化会議で交渉される一般的条約よりも二国間又は多数国間条約がよりよい解決であるとし、さらに、他のいくらかの国は、沿岸国の安全に対する脅威を防止するための規制の重要性を強調した。他の国は、自衛権は国際法の一般原則から生じ、安全の保護のために広い権限を与えることは航行の自由の侵害に至るであろうという意見であった。また、漁業利益の保護のために接続水域を設定する可能性についても意見が分かれた。このように、見解

の基本的相違の故に合意に達することができなかつた。¹⁷⁾

(3) ハーグ法典編纂会議以後第一次国連海洋法会議までの諸国の慣行

一九三〇年ハーグ法典編纂会議の後もかなりの国が領海外の管轄権水域を主張した。

アメリカは、一九三五年に密輸防止法を制定した。この法律は、アメリカ大統領に一定の条件の下で公海に関税執行区域を設定する権限を与えた。この区域は、固定したものではなく、大統領の判断で大きさ、場所、位置が異なるもので、密輸船がアメリカ海岸近くで徘徊しているあるいは停泊しているという沿岸警備隊からの情報にもとづき大統領によって設定されるとされた。関税執行水域は、大統領が当該船が徘徊していると宣言する場所等から一〇〇カイリに及び、ただし、関税水域(条約によって規定された距離内の水域及び非締約国の船舶の場合、海岸から一二カイリ内の水域)の外側の限界から海側(outwards)に五〇カイリを超えてはならないとされた。¹⁸⁾

アメリカのほか、ハーグ法典編纂会議後第一次国連海洋法会議までに多くの国が領海外に管轄権水域を設定した。¹⁹⁾

チリは、一九二四年に防衛・財政目的の一二カイリ規制権限を主張していたが、一九四一年の法律で同じ一二カイリ水域に新たな防衛管轄権を主張した。中国は、一九三一年に一二カイリ関税水域を設定する法律を制定し、三四年にも同様な距離内での関税事項の規制の法律を制定した。コロンビアは一九三一年の法律で二〇キロメートルの関税水域を主張した。キューバは、一九四二年に一二カイリ関税水域を設定する法律を制定している。エクアドルは一九三四年の法律で六カイリの漁業管轄権を主張した。フィンランドは一九三二年の法律で領海以遠に関税管轄権を主張する法律を制定し、イギリスの抗議に対し、旗国が同意した場合にのみ執行することを説明している。フランスは、一九三四年の法律で軍港の前に防衛目的の六カイリ水域を設定し、インドシナでは二〇キロの漁業管轄権を主張した。ギリシヤは、一九三六年に六カイリの領海を主張したが、特定の事項について幅が六カイリよりも広くも狭くもなる

という留保をつけた。ノルウェーは、一九三二年の法律で一〇カイリ関税水域を主張した。ペルシャは一九三四年に安全、防衛、国益に関するまたは航行ルート of の保全に関する一二カイリ水域を主張した。ポーランドは一九三二年、一九三三年の法令で関税および防衛目的のために六カイリ接続水域を主張した。ベネズエラは、一九三九年の法令で三カイリ領海の外に九カイリの接続水域を設定し、関税、安全、衛生に関してすべての必要な措置をとる権利を主張した。

第二次大戦中にさらに領海外管轄権水域の主張がなされた。アルゼンチンは一九四三年に一二カイリの漁業水域を設定した。チリは、一九四一年の同様の幅の防衛水域を宣言した。エクアドルは一九四四年に財政目的の一二カイリ水域を設定した。イタリアは一九四〇年に一二カイリの防衛水域を設定した。メキシコとベネズエラもそれぞれ一九四一年、一九四四年に防衛水域を設定した。

第二次大戦後、ブラジルは、一九五〇年に一二カイリ漁業水域を主張し、チリは一九四八年に財政・安全に関して沿岸沖合の水域で警察権を主張した。チリ、ペルー、エクアドルは、一九五二年に二〇〇カイリ資源水域を主張した。キューバは、一九四八年に範囲が限定されない隣接公海における漁業規制を主張した。ドミニカ共和国は一九五二年に、公衆衛生、歳出入、関税、漁業規制に関する一二カイリ接続水域を主張した。エクアドルは、一九五〇年の法律で一二カイリにわたる財政・安全管轄権を主張した(もともと、同年の別の法律は、これをすべての目的のための領海の限界とした)。一九五一年にエジプトは、六カイリ領海の外に六カイリの接続水域を主張した。フランスは、一九四八年に領海の外の接続水域主張を更新した。アイスランドは一九四八年に一二カイリの漁業水域を主張した。インドは、一九五六年に関税・衛生規則が一二カイリ水域に適用されることを宣言した。

このように、ハーグ法典編纂会議から第一次国連海洋法会議までの間に多くの国が接続水域を設定した。接続水域

についての国家慣行を詳細に検討したロー (A. V. Lowe) によれば、諸国が接続水域を執行管轄権に限定されるときにみなしているという実質的証拠はない、という。すなわち、諸国が、領海における沿岸国法令の遵守の確保または領海内で法令に違反して接続水域で発見された外国船舶を拿捕し罰する権利に限定されるときに接続水域をみなした証拠はなく、反対に、国家慣行は、諸国が制限された目的のために立法管轄権および執行管轄権を及ぼすことができると考えたことを示している²⁰⁾。

二 領海条約第二四条

接続水域に関する国家慣行を背景として、第一次国連海洋法会議のための草案を作成した国連国際法委員会は、接続水域に関する条項を草案の中に入れ (第六六条)、会議で作成された「領海及び接続水域に関する条約」(領海条約) は、第二四条で接続水域を規定し、接続水域概念が一般条約の中に規定された。

国際法委員会の草案は、次のように規定した。

- 「1 領海に接続する公海の水域で沿岸国は、次のことに必要な規制を行使することができる。
- (a) 領土又は領海内で行われる関税上、財政上又は衛生上の規則の違反を防止すること。
 - (b) 領土又は領海内で行われる上述の規則の違反を処罰すること。

2 接続水域は領海の幅を測定するための基線から一二カイリを超えて拡張することができない。」

この条項のコメンタリーは、次の指摘を含んだ。(1) 国際法は諸国に領海に接続する公海の帯に対して一定の目的のために防止的または保護的規制を行使する権利を与えている。もちろん、この規制権限はそれが行使される水域の法

的地位を変更するものではないことが了解される。(2)多くの国は、接続水域において、沿岸国が領土または領海内での関税・財政規則の違反を防止しおよび領土または領海内で行われたこれらの規則の違反を処罰するために関税規則を行使することができるといふ原則を採用している。国際法委員会は諸国にこのような権利の行使を否認することは不可能であると考えた。(3)衛生規則を適用する目的のために接続水域に対する権利を主張する国の数はかなり少ないが、委員会は、関税規則と衛生規則の関連にてらして、このような権利が衛生規則のためにも認められるべきであると考えた。(4)委員会は接続水域における特別の安全上の権利を認めなかった。「安全」ということばの極端なあいまいさは、濫用への道を開き、このような権利を与えることは必要ではないと考えた。国家の安全を守るためには、たいいていの場合に、関税および衛生規則の執行で十分である。国家の安全に対する急迫した直接の脅威に対する自衛の措置に関する限り、委員会は国際法および国連憲章の諸原則に委ねる。(5)委員会は、また、接続水域において漁業に従事する沿岸国の排他的権利を認めるつもりはない。(6)委員会は、接続水域において海洋の生物資源の保存措置をとる権利を沿岸国に与える提案に関して同じ態度をとるべきかどうかを検討した。委員の多くは、このような主張を受け入れることに消極的であった。この種の措置を接続水域という比較的狭い区域に適用することは実際の価値がほとんどなく、また、生物資源の保存の規制は、この条項草案の他の部分で規定しているので、接続水域のみにおいて同じ問題を規制することを意図された別の規定を設けることによって規制の重複への道を開くことは賢明ではない。(7)委員会は以前の報告書で出入国に言及することによってそれまでに採用された定式化を十分なものにすることが必要であることなどをコメントしたが、出入国規制は沿岸国の領土で行使することができ、またはすべきであり、接続水域においてこの目的のために特別な権利を与える必要はないと考えた。⁽²⁾

第一次国連海洋法会議では、第一委員会でもポーランド提案をもとにして他の提案を加えた次の条文が可決された。

「沿岸国は、自国の領海に接続する公海の区域において、関税、財政、出入国管理又は衛生上の規則の違反及びその安全の侵害を防止・処罰するために必要な措置をとることができる。」

この提案では、国際法委員会草案にあった「領土または領海内」ということばがないが、ポーランドによれば、「接続水域自体の中で行われた違反をカバーすること」であった。²²⁾

この条文によれば、接続水域内で行われる違反を防止・処罰することが可能となる。この条文は第一委員会で賛成五〇、反対一八、棄権八で可決された。

しかし、本会議において、第一委員会で採択された条文は、「安全」の面で反対された。いくらかの国の代表は、安全上の考慮が水域における自由航行に危険があるとした。²³⁾

本会議では、提案の可決のために三分の二の多数が必要であったが、第一委員会で可決された上記の提案は、賛成四〇、反対二七、棄権九で否決され、結局、国際法委員会草案に「出入国管理」を加えたアメリカ提案が投票に付され、賛成六〇、反対〇、棄権一三で可決された。

領海条約第二四条は、次のように規定する。

「1 沿岸国は、自国の領海に接続する公海上の区域において、次のことに必要な規制を行うことができる。

(a) 自国の領土又は領海における通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の規則の違反を防止すること。

(b) 自国の領土または領海内で行われた(a)の規則の違反を処罰すること。

2 接続水域は、領海の幅を測定するための基線から一二海里をこえて拡張することができない。

3 二国の海岸が向かい合っているか又は隣接しているときは、いずれの国も、両国間に別段の合意がない限り、いずれの点をとつても両国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線をこえて

その接続水域を拡張することができない。」

この条文の「領土又は領海内における違反」の防止・処罰に関して、領海条約採択以後イギリスのフィッツモーリス(Sir Gerald Fitzmaurice)と日本の小田滋前 I C J 裁判官との間でイギリスの法律雑誌 *International and Comparative Law Quarterly* 誌上で論争が行われている。

フィッツモーリスは、沿岸国が行使する権限は規制(control)であり、管轄権ではないとし、一項(b)について、沿岸国の領土または領海内で行われた沿岸国規制の違反を「処罰」するために必要な規制の接続水域における行使についていっているものであり、領海を離れた後に領海または港または他の内水にいるときにすでに行った違反に関して適用されるといい、また、一項(a)は外から接続水域に入る船舶に適用されるという。

ここでは、領土・領海(内水を含む)内の違反を接続水域で防止・処罰する解釈するものとして述べられている。⁽²⁴⁾ 一方、小田前裁判官は、次のようにいう。

「筆者は、ジュネーブ条約の第二十四条が、接続水域に関する Fitzmaurice の解釈を許していることを否定しない。しかし、Fitzmaurice の述べた概念は、海のこの制度の理論もしくは実際の過去の発展に必ずしも即していない。接続水域がそのように制限的に解釈されなければならない合理的な政策的理由はないと思われる。さらに、ジュネーブ会議における起草過程を検討するならば、第二十四条の規定は、その会議における大多数の国の意見を真に代表しているものでもないと思われる。筆者は明確に限定された接続水域において、沿岸国が関税あるいは衛生規則などの限定された目的のためならば、領海において持つと同じ権能を行使し得るといふ国際法のルールを提案した⁽²⁵⁾。」

その他、注目される見解として、オCONNELL (D. P. O'Connell) あるいはシェアラー (I. A. Shearer) の見解がある。

オコンネルによれば、沿岸国は接続水域において適用する法を全く制定することができないということは接続水域の基礎にある概念を狭くするものであり、したがって、第二四条は沿岸国に接続水域において外国船舶を沿岸国の法律に服せしめるために立法する権限を与えていると読まなければならない。しかし、それらの法は……関税、旅券あるいは衛生規制に関する法のような他の法の違反を防ぐために範囲において制限されなければならない。したがって、一二カイリ限界で関税支払いを要求することは第二四条と矛盾するであろうが、一定の状況で徘徊のような停止を行うことあるいは少なくとも関税の課税対象貨物を積み換えることを違反とすることは第二四条と調和するであろう。積み替えという違反が行われる場合にはそれは罰せられうる。なぜなら、処罰は、このコンテクストにおいて防止に付随するものであるからである。⁽²⁶⁾ シェアラーも同様に、接続水域における徘徊や貨物の積み換えを罪とし接続水域において逮捕することは、イギリスの徘徊法や他の国の同様な立法の歴史に於いておそらく可能であろうとい、なぜなら、それらの活動は、「防止」の意味の範囲内であるという。⁽²⁷⁾ オコンネル、シェアラーの見解は、領海条約第二四条に基づき、接続水域内での徘徊・貨物の積み換えの禁止、その違反の処罰を領土・領海内の違反の防止で理解しようとするものである。

領海条約採択以後の国家慣行はさまざまであり、接続水域を設定していない国もあり(イギリスなど)、執行管轄権のみを主張していると思われる国(マルタ、⁽²⁸⁾ポルトガル等)⁽²⁹⁾もあり、また、一九二〇年代、三〇年代の関税水域を維持する国(デンマーク、⁽³⁰⁾フィンランド等)⁽³¹⁾などがある。

ここで具体的な例として、イタリアの場合とアメリカの場合をみてみることにする。これらは領海条約の文言に基づき接続水域で立法管轄権を含めて沿岸国権限を行使しようとするもので、国家慣行として特異な場合である。

イタリアでは、一九五一年のイタリア破棄院の Simpson Sones 事件判決で、同院は、イタリアは領海を海岸から

六カイリに及ぶとみなしているが、関税執行のためには、その幅は一二カイリであり、一二カイリ以内での関税規則違反はイタリア領域内で行われたものとみなされなければならないと判示している⁽³²⁾。

イタリアは、領海条約に対して、次のような留保をしている。

「イタリア共和国政府は、領海に接続する公海の区域において第二四条一項の目的のために規制を行使するほかに、海岸から一二カイリに及ぶ海帯の中で、関税規則の違反がこの海帯のどこで行われようと、その違反を防止および処罰する目的のための監視を行使する権利を留保する。」⁽³³⁾

イタリア国内の裁判所の判例では、イタリアが領海条約の締約国となる前は、イタリアの裁判所は、第二四条は、国際慣習法によれば、沿岸国が享有する権限を一二カイリ以内の領海内で行われた行為に限定しており、一二カイリの関税監視水域は国際法と適合していると考えられると判示した。しかし、領海条約の締約国となった後、イタリアの破棄院は、第二四条は、国家が接続水域内で行われた密輸を処罰することを妨げていないという見解をとった⁽³⁴⁾。

次に、アメリカでは、沿岸一二カイリの関税目的のための管轄権など従来から関税目的のための域外管轄権を主張してきた⁽³⁵⁾。

アメリカは、一九七〇年に、水質改善法 (The Water Quality Improvement Act) によって連邦水汚染規制法 (The Federal Water Pollution Control Act) の一部を改正したが、この水質改善法は、油、有害物質その他のによる水質の汚染を規制し、その違反に対して罰金を支払うべきことを規定している。とくに油の排出禁止区域を「合衆国の可航水域との隣接海岸線、接続水域の中又は上 (into or upon)」としている (第一条(b)(2))。

この場合の接続水域について、この法律は「接続水域とは、領海及び接続水域に関する条約に基づいて、合衆国によって設定され、もしくは設定されることのある全区域を意味する」(第一条(a)(9))として、領海条約に基づくことを

はつきりと述べている。⁽³⁶⁾

アメリカの上院報告は、水質改善法が領海条約に基づくことを次のようにいう。

「合衆国が油汚染に関して、領海を超えて外国船舶の行為を規制し、その規制の違反に対して処罰を課しうる権限は、領海及び接続水域に関する条約に含まれる。第二四条一項(a)は、沿岸国に、「領海に接続する公海の区域において、その領土または領海内における……衛生規則の違反を防止する」ために必要な規制を行うことを許している。⁽³⁷⁾」つまり、領海条約第二四条一項(a)の領土・領海内における衛生規則の違反の防止のために接続水域における違反もまた規制・処罰するというものである。

また、アメリカのメイン地区地方裁判所で扱われた第二八大洋丸事件判決⁽³⁸⁾では、漁業との関連で、接続水域が扱われている。

この事件は、一九七四年九月五日にアメリカの沿岸警備隊が日本漁船第二八大洋丸がアメリカのメイン州沖合のアメリカの漁業水域内で操業しているのを確認し、バートレット法および接続漁業水域法違反の疑いがあるため警備船を派遣し、警備船は停船を命じたが、第二八大洋丸は逃走したので、継続追跡が行われ、追跡は大型警備船によって引き継がれ、アメリカ本土から約六七・九カイリの地点で拿捕された。

この事件は、領海条約第二四条および公海条約第二三条(追跡権)の関係つまりこれらの条項により一二カイリ漁業水域設定およびそこから追跡が認められるかあるいは積極的に禁止されていないかが問題となった。

判決の関連部分は、次のようにいう。

「……しかし、裁判所は、「公海条約および領海条約」の文言もその歴史も署名国が海岸から一二カイリで排他的漁業管轄権を行使し、このような目的のために接続水域を設定しまたはこのような水域から継続追跡を行使する沿岸

国の権利を制限することを意図したことを示していないと確信する。

……

(公海条約)第二三条は、条文上、(領海条約)第二四条に列挙された目的の一つ以外の目的のために設定された接続水域から継続追跡を開始する権利を沿岸国に否定していない。また、第二四条も、条文上、その条で特定された目的の一つ以外の目的のために接続水域を設定することを禁じていない。接続水域が設定されうる目的に関する第二四条の文言は制限的というよりも許可的 (permissive) である。それは、沿岸国がその関税、財政、出入国管理または衛生規則の執行のために接続水域を設定することが「できる」ことを規定する。第二四条は列挙された四つの目的の一つのために接続水域を設定する沿岸国の権利を明確に認めているにすぎないが、その条において国内漁業法の実施を含む他の目的のためにそのような水域を設定することを排除するものは何もない。……」

この裁判所は、結局、一九六六年の接続水域法で設定された一二カイリ漁業水域を接続水域の概念で理解し、その場合に領海条約第二四条における接続水域設定の目的が制限的なものではなく、漁業規則の執行を含む目的のために一二カイリ水域を設定することは領海条約に違反しないと考える。このようにして、漁業水域を接続水域の概念でとらえ、水域内の立法管轄権を含めて管轄権行使を認める。

水質改善法と第二八大洋丸事件の事例は、領海条約に基づいて接続水域における違反を処罰しようという考え方をとっている。

三 国連海洋法条約第三三条

第三次国連海洋法会議では、一二カイリ領海および排他的経済水域が提案されたこととの関連で、接続水域の必要性が問題とされた。

会議の第二会期(一九七四年)において、社会主義国八カ国は、領海条約第二四条の条文と同じ条文の提案を提出した。⁽³⁹⁾

東ドイツ代表は、同じ会期で、とくに、すべての国は一般的に認められた国際法の下で一二カイリ領海を設定する権利を有するので、一二カイリ以下の領海を主張した国が基線から一二カイリまでの水域において自国の正当な利益の保護のために個々の主権的権利をもつことは論理的であるように思われると述べている。⁽⁴⁰⁾

一定の国は、一二カイリ領海あるいは排他的経済水域あるいはその双方が接続水域を不用のものとすることを主張した。カメルーン、ケニア、レバノンである。⁽⁴¹⁾

他方、一定の国は、接続水域が依然として必要であることを主張した。アルジェリア、バーレーン、エジプト、インド、イラク、ホンジュラス、ナイジェリアである。⁽⁴²⁾

一九七四年に、エジプト等一四カ国によって提出された提案は、経済水域の中の……カイリを超えない区域において、(a)関税、財政、出入国管理、衛生上の規則の違反、および、(b)領土・領海内で行われた上記の規則の違反の処罰に必要な規制を行使することができる」と規定した。接続水域のことばは使われていないが、この「区域」は接続水域と考えられる。

一方、接続水域の拡張も提案された。インドは、領海の外一八カイリ(基線から三〇カイリ)、ホンジュラスは領海の外六カイリから一八カイリ、バーレーンは領海の外一二カイリを提案した。⁽⁴⁴⁾

一九七五年の第三会期の終わりに作成された非公式単一交渉草案第II部の第一部第三三条は、国連海洋法条約第三三条とほとんど同じ規定になっている。したがって、草案から最終的条文までそれ以外は全く変更されていない。

国連海洋法条約第三三条は、領海条約第二四一条項、二項と比べ、「公海の」ということばが削除され、「接続水域」といわれるもの⁽⁴⁵⁾が加えられ、「規則」が「法令」に、「一二カイリ」が「二四カイリ」に変えられた以外は同じ規定担っている。領海条約第二四一条項は境界線に関するものであつたが、国連海洋法条約ではこの規定はなく、境界線に関しては排他的経済水域に関して規定されている。

諸国の立法をみてみれば、多くの国は、領海条約および国連海洋法条約同様、領土・領海の違反の防止・処罰のために規制を行使しうるとしている。すなわち、このような法律をもつ国は、以下の国である(年号は、法令制定の年を示す)。アルゼンチン(一九九一年)⁽⁴⁶⁾、ブラジル(一九九三年)⁽⁴⁷⁾、ブルガリア(一九八七年)⁽⁴⁸⁾、ジブチ(一九七九年)⁽⁴⁹⁾、ドミニカ共和国(一九七九年)⁽⁵⁰⁾、マーシャル諸島(一九八四年)⁽⁵¹⁾、モリタニア(一九八八年)⁽⁵²⁾、ミャンマー(一九七七年)⁽⁵³⁾、韓国(一九九五年)⁽⁵⁴⁾、セントルシア(一九八四年)⁽⁵⁵⁾、セネガル(一九八五年)⁽⁵⁶⁾、スーダン(一九七〇年)⁽⁵⁷⁾、ツバル(一九八四年)⁽⁵⁸⁾、アラブ首長国連邦(一九九三年)⁽⁵⁹⁾、ウルグアイ(一九九八年)⁽⁶⁰⁾である。

また、法令の防止と領土・領海内の違反の処罰のために規制を行使できるとしているものがある。ガーナ(一九八六年)⁽⁶¹⁾、ガボン(一九八四年)⁽⁶²⁾、マルタ(一九七一年、七五年、七八年、八一年)⁽⁶³⁾である。この場合も、「領土・領海内の違反の防止」「領土・領海内の違反の処罰」の場合と同様の規制の趣旨と考えられる。なお、マルタの場合、漁業産業法および他の漁業関連法のためには、領海は二五カイリとされ、その領海の中の関税、財政等に関する法の違反も接続水

域で処罰のための措置がとられることになる。

防止のみを規定しているものとして、ナミビア（一九九一年）⁽⁶⁴⁾がある。

次に、単に、法令の防止・処罰のための規制を行使しうるとするものがある。このような国として、バングラデシュ（一九七四年）⁽⁶⁵⁾、カンボジア（一九八二年）⁽⁶⁶⁾、ガンビア（一九六九年）⁽⁶⁷⁾、ジャマイカ（一九九六年）⁽⁶⁸⁾、ハイチ（一九七七年）⁽⁶⁹⁾、インド（一九七六年）⁽⁷⁰⁾、イラン（一九九三年）⁽⁷¹⁾、マダガスカル（一九八五年）⁽⁷²⁾、パキスタン（一九七六年）⁽⁷³⁾、南アフリカ（一九九四年）⁽⁷⁴⁾、スリランカ（一九七六年）⁽⁷⁵⁾、バヌアツ（一九八一年）⁽⁷⁶⁾がある。この場合には、領土・領海内の違反に限定されず、接続水域内の違反に対しても沿岸国は処罰しうると解釈しうる。いいかえれば、沿岸国は、接続水域内の違反行為に対し、立法管轄権、執行管轄権、司法管轄権を行使しうると解釈しうる。インド、パキスタンの法は、安全、出入国管理、衛生、関税、財政に関する法令を接続水域に適用を及ぼし、そのように適用を及ぼされた法の執行を容易にするために必要な規定を設けることができ、そのように適用を及ぼされた法令は接続水域が自国領域の一部であるかのような効力をもつことを規定する。

このように、各国の立法では、領土・領海内の違反の防止・処罰について接続水域でき制を行うと規定するものと、単に沿岸国法令の違反の防止・処罰のために接続水域内で規制を行使しうると規定するものがある。

次に、領海条約、国連海洋法条約には、接続水域の設定目的に「安全」は含まれていないが、各国立法において、設定目的に「安全」を含めているものがある。ローチ (J. Ashley Roach) とスミス (Robert W. Smith) によれば、そのような国は、バングラデシュ、カンボジア、中国、エジプト、ハイチ、インド、イラン、ミャンマー、ニカラグア、パキスタン、サウジ・アラビア、スリランカ、スーダン、シリア、アラブ首長国連邦、ベネズエラ、ベトナム、イエーメンである⁽⁷⁷⁾。その他、汚染の防止・環境法を含めているもの（ハイチ、イラン、マルタ）、航行の安全を含めているもの

の（ハイチ）がある。

四 わが国の接続水域

(1) 接続水域に関連する法令規定

わが国は、従来、接続水域に関する権限を行使してこなかった。

国連海洋法条約批准のための国内法整備の一貫としての一九九六年の「領海法の一部を改正する法律」は、「領海法」のタイトルを「領海及び接続水域に関する法律」に変え、接続水域に関する規定を盛り込んだ。この法律の第四条は、次のように規定する。

「我が国が国連海洋法条約第三十三条1に定めるところにより我が国の領域における通関、財政、出入国管理及び衛生に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域として、接続水域を設ける。

2 前項の接続水域（……）は、基線からその外側二十四海里の線（その線が基線から測定して中間線（……）を超えているときは、その超えている部分については、中間線（我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線）とする。）までの海域（領海を除く。）とする。

3 外国との間で相互に中間線を超えて国連海洋法条約第三十三条1に定める措置を執ることが適当と認められる海域の部分においては、接続水域は、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、基線からその外側二十四海里の線までの海域（外国の領海である部分である海域を除く。）とすることができる。」

また、第五条は、次のように規定する。

「前条一項に規定する措置に係る接続水域における我が国の公務員の職務の執行(当該職務の執行に関して接続水域から行われる国連海洋法条約第百十一条に定めるところによる追跡に係る職務の執行を含む。)及びこれを妨げる行為については、我が国の法令を適用する。」

この法律では、接続水域が国連海洋法条約に基づくものであることが明記されている。

また、第五条は、接続水域における公務を妨げる行為に対しては、接続水域における行為が処罰を含めて規制の対象となることを定めている。

(2) 接続水域設定の具体的意義

接続水域設定の具体的意義については、「領海法の一部を改正する法律案」の国会審議において、政府委員より、次のように説明されている。

「……接続水域が設定されますと、……通関ですとかあるいは出入国ですとか、そうした一定の法令に違反します行為につきまして、それを防止し、あるいは処罰するということが可能になるわけでございます。」

一番典型的な例としましては、昨今大変社会問題化しております麻薬あるいは銃器等の密輸入の問題、あるいは大量の不法入国等のいわゆる密航の問題といったような問題が、当該水域におきまして早期に発見することが可能になる、あるいは領海に侵入してくることを防止することができるということで、犯罪の予防にとって極めて効果的なものだというふうに考えております。⁽⁷⁸⁾

ここで、わが国の場合、接続水域設定の主な目的が、通関、出入国に関する法令の防止と処罰であることが示されている。

(3) 領域における違反の防止・処罰

第四条一項にいう「我が国の領域における……に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域」という表現は、領土・領海内の違反について接続水域で防止・処罰のための措置をとる趣旨と解釈される。たとえば、出入国管理及び難民認定法第三条は、「外国人は有効な旅券を所持しなければ本邦に入ってはならない」と規定するが、この法律における「本邦」は、日本領域と解釈されており、また、接続水域を不法入国に関して本邦とみなす旨の規定はこの法律で設けられていない⁽⁷⁹⁾。

この法律の法案の国会審議においても、当時の亀井運輸大臣は、法案提出の理由を次のように述べている。

「本法律案は、海洋法に関する国際連合条約に定めるところにより、……領域における通関等に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置をとる水域として接続水域を設けること等とするものであります⁽⁸⁰⁾。」
政府側説明員も次のように述べている。

「接続水域の設定によりまして我が国の権限行使が拡大されることとなり、同水域において我が国の関係機関による不法入国等の出入国管理及び難民認定法違反の防止措置及び領海内で行われた違反行為に対して刑事訴訟法上の手続をとることが可能となり、これまで以上に不法入国の防止等に効果を発揮するものと考えています⁽⁸¹⁾。」

(4) 接続水域においていかなる措置をとることができるか。
接続水域において、領土・領海内の違反の処罰のために、司法警察職員が違反船舶を拿捕し、違反者を逮捕することなどの刑事手続をとることができる。

違反の防止については、たとえば、法案の国会審議において、当時の秦野海上保安庁長官は次のように述べている。
「……仮に接続水域内で不審な船舶を発見いたしました場合には、まず立入検査を行うということが必要でござい

ますので、それに伴います停船をまず命ずるということになります。そして、そういう場合に、典型的な例で申しますと、仮に我が国への密入国を企てているということがはっきりした場合、これは接続水域にある時点ではまだ犯罪を構成していないわけですが、このまま行けば必ず領海に入っていくって犯罪になることが明らかかなような場合には、今度の改定されます海上保安庁法によりまして船舶の航路を変更させる、つまり領海の方へ入らないように措置をすることが可能になるとというのが一番具体的な例でございます。⁽⁸²⁾

つまり、海上保安官による停船、立入検査、航路変更などの措置をとることができる。

(5) 接続水域における公務員の職務の執行およびそれを妨害する行為

領海及び接続水域に関する法律第五条は、接続水域におけるわが国の公務員の職務の執行（当該職務の執行に関して接続水域から行われる追跡に係る職務の執行を含む）及びこれを妨げる行為について、わが国の法令を適用することを規定する。

この第五条については、次のように説明されている。

「本条は、接続水域におけるわが国の法令の適用について規定しており、領域における通関、財政、出入国管理および衛生に関する法令の違反の防止及び処罰のために接続水域で執られる措置に係る我が国の公務員の職務の執行並びにこれを妨げる暴行、脅迫等の行為について、我が国の領域の外である接続水域において罰則を含む我が国の法令を適用するためのものである。⁽⁸³⁾」

公務員の職務の執行に関する法令には、刑事訴訟法、海上保安庁法、警察官職務執行法、関税法、関税犯則取締法、自衛隊法等があり、公務員の職務の執行を妨害する行為に関する法令規定として刑法の公務執行妨害罪・往来危険罪・傷害罪・殺人罪・犯人隠避罪等、関税法の検査忌避罪、国税犯則取締法の検査忌避罪・特別公務員暴行陵虐罪等がある。

接続水域から行われる追跡については、国連海洋法条約一〇一条一項が被追跡船が接続水域にあるときにも追跡しうるとされ、また、「外国船舶が第三三条に定める接続水域にあるときは、追跡は、当該接続水域の設定によって保護しようとする権利の侵害があつた場合に限り、行うことができる」と規定している。わが国の場合、領海及び接続水域に関する法律の規定からは、いかなる場合に接続水域からの追跡が可能であるのか、つまり、領域内の違反の場合に接続水域からの追跡が可能なのか、あるいは、第五条にいう接続水域内の公務員の執行を妨害する行為について接続水域からの追跡が可能なのかは明らかではなく、また、法案の国会審議からもこの点は明確ではない。⁽⁸⁵⁾

おわりに

第三次国連海洋法会議では、領海の幅が一・二カイリが提案されたことや排他的経済水域が提案されたことに伴い、接続水域が不用であるとの見解も主張されたが、国連海洋法条約では、基線から二・四カイリの接続水域が規定され、今日、多くの国が二・四カイリの接続水域を実施している。

わが国は従来沿岸管轄権・権限の行使や拡大に消極的であつたが、近年、領海一・二カイリ、排他的経済水域の設定など、沿岸国管轄権を積極的に行使しており、接続水域もその一環である。これは、海洋法をめぐる世界的情勢の変化とともに、日本の近隣諸国との関係の変化によるものであろう。

接続水域における沿岸国の規制権限については、領海条約、国連海洋法条約の文言からは、制限的に、すなわち、領土・領海内の違反の防止・処罰のために接続水域内で執行権限を行使すると読むことができ、このような解釈に基

づくともみられる国家実行が多い一方、接続水域内での行為も処罰の対象としてみるとみられる国家実行もかなり存在する。このような諸国の国家実行の実状の中にあつて、わが国は、国連海洋法条約に基づき、制限的な権限行使を採用し、妨害行為についてのみ接続水域内の行為を処罰するという態度をとっている。もっとも、このような制限的権限は、接続水域に関連する法規制の面からは、実務上、効果が限定的であるという指摘があることも事実である。

- (1) 接続水域に関する和文の論文として、小田滋、海の資源と国際法Ⅱ、(一九七二年、有斐閣)、四一九―四五〇頁、山本草二、「接続水域」、海洋法・海事法判例研究、第二号(一九九一年、日本海洋協会)、一六三―一八六頁、林久茂、海洋法研究、第四章、接続水域、(一九九五年、日本評論社)、安富潔、「接続水域における密航の取締り措置、新海洋法の展開と海上保安」、第一号(一九九七年)一九―三四頁、村上曆造、「接続水域」、世界法年報、第一七号(一九九八年)、四四―六二頁、牛尾裕美、「接続水域に対する我が国の立場——国会での審議を中心として——」、東海大学紀要、海洋学部(一般教養)、No. 25(一九九九年)、一一―四頁、古賀衛、「接続水域の法的地位」、国際法学会編、日本と国際法の二〇〇年、第三巻、海(二〇〇一年、三省堂)、五四―八三頁など。
- (2) R. R. Churchill and A. V. Lowe, *The Law of the Sea*, Third Edition (1999), p. 132.
- (3) D. P. O'Connell, *The International Law of the Sea*, Vol. 2 (1984), p. 1035, Sayre A. Swaztrauber, *The Three-Mile Limit of Territorial Seas* (1972), p. 70.
- (4) A. V. Lowe, *The Development of the Concept of the Contiguous Zone*, *British Year Book of International Law*, Vol. 52 (1981), pp. 111-113.
- (5) *Ibid.*, p. 132.
- (6) Edwin D. Dickinson, *Jurisdiction at the Maritime Frontier*, *Harvard Law Review*, Vol. 15 (1926), p. 13.
- (7) Swaztrauber, *supra* note 3, pp. 93-94. O'Connell, *supra* note 3, pp. 1038-1039.
- (8) Dickinson, *supra* note 6, pp. 6-8.
- (9) Charles G. Fenwick, *International Law*, Second Edition (1934), p. 283.

- (10) Swartrauber, *supra* note 3, p. 142.
- (11) アメリカがリカー条約を締結した国は、イギリス、ドイツ、パナマ、オランダ、キューバ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、イタリア、フランス、ベルギー、スペイン、ギリシヤ、日本、ポージランド等。Swartrauber, *supra* note 7, p. 144.
- (12) Lowe, *supra* note 4, pp. 134-136.
- (13) Marjorie Whiteman, *Digest of International Law*, Vol. 4 (1965), p. 489.
- (14) *Annuaire de l'Institut de Droit International*, 1928, p. 758.
- (15) *American Journal of International Law*, Vol. 23 (1929), Supplement, p. 333.
- (16) *American Journal of International Law*, Vol. 24 (1930), Supplement, p. 29.
- (17) 横田三郎、海の国際法、上巻(一九七七年有斐閣)、「四三頁」Janusz Symonides, Origin and Legal Essence of the Contiguous Zone, *Ocean Development and International Law*, Vol. 20 (1989), p. 204.
- (18) Philip C. Jessup, The Anti-Smuggling Act of 1935, *American Journal of International Law*, Vol. 31 (1937), pp. 101-106. Swartrauber, *supra* note 7, p. 145.
- (19) Lowe, *supra* note 4, pp. 151-157.
- (20) *Ibid.*, p. 157.
- (21) Report of the International Law Commission to the General Assembly, A/3159, *Yearbook of International Law Commission*, 1956, Vol. II, pp. 294-295.
- (22) *The United Nations on the Law of the Sea, Official Records*, Vol. III (1958), p. 107.
- (23) Churchill and Rowe, *supra* note 2, p. 137.
- (24) Sir Gerald Fitzmaurice, Some Results of the Geneva Conference on the Law of the Sea, *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 8 (1959), p. 108-115.
- (25) Shigeru Oda, The Concept of the Contiguous Zone, *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 11 (1962), pp. 131-153. 小田、権濫越(其一)、『国法』〇頁。
- (26) O'Connell, *supra* note 2,, p. 1060.

- (27) I. A. Shearer, Problems of Jurisdiction and Law Enforcement against Delinquent Vessels, *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 35 (1986), p. 330.
- (28) United Nations, *National Legislation and Treaties relating to the Law of the Sea*, UN Doc. ST/LEG/SER. B/16, p. 16.
- (29) *International Legal Materials*, Vol. 5 (1966), p. 1094.
- (30) Robin Churchill, Myron Nordquist and S. Houston Lay (eds.), *New Directions in the Law of the Sea*, Vol. VI (1977), p. 851.
- (31) *Ibid.*
- (32) Whiteman, *supra* note 13, p. 493.
- (33) United Nations, *Multilateral Treaties Deposited With the Secretary-General, Status as at 31 December 1996* (1997), p. 802.
- (34) Tullio Treves, Italy and the Law of the Sea, in Tullio Treves (ed.), *The Law of the Sea, The European Union and Its Member States* (1997), p. 337-338.
- (35) Gerhard von Glahn, *Law among Nations* (1992), p. 463, American Law Institute, Restatement of Law, Foreign Relations Law of the United States, Vol. 2 (1987), pp. 49, 54-55.
- (36) 水上千之「海洋汚染の国際的規制と沿岸国の権利」(下)「法律のひろば」第二七巻四号(一九七四年)「五一頁」。
- (37) Norman A. Wulf, Contiguous Zones for Pollution Control, *Journal of Maritime Law and Commerce*, Vol. 3 (1972), Vol. 3 (1972), p. 538, note 2 以下同。
- (38) 395 F. Supp. 413 (1975). なおこの事件について「水上千之」「漁業水域からの継続追跡権」金沢法学「第二二巻一・二合併号(一九七九年)」「三三一六八頁」。
- (39) UN Doc. A/CONF. 62/C. 2/L. 27, 29 July, 1974. 提案国は「白ロシア」「ブルガリア」「チェコ」「東ドイツ」「ハンガリー」「モンゴリア」「ポーランド」等。
- (40) *The Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Official Records*, Vol. II (1975), p. 234, para. 34.
- (41) *Ibid.*, p. 122, para. 16 (オーストリア) p. 121, para. 10 (オーストリア) p. 122, para. 22 (ドイツ)。
- (42) *Ibid.*, p. 122, para. 12 (オーストリア) p. 235, para. 46 (オーストリア) p. 121, para. 8 (オーストリア) p. 234, paras. 40-41 (オーストリア) p. 121, para. 3 (オーストリア) p. 122, para. 11 (オーストリア) p. 122, para. 23 (オーストリア)。

- (43) UN Doc. A/CONF. 62/C. 2/L. 78. 23 Aug. 1974. 提案国は「エジプト、ホンジュラス、インド、イラン、クウェート、リベリア、リビア、メキシコ、モロッコ、オマン、カタール、サウジ・アラビア、アラブ首長国連邦、イエーメン」。
- (44) *The Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Official Records, Vol. II* (1975), p. 121, para. 3 (「*Annex*」) p. 234, para. 40 (「*Annex*」) p. 235, para. 46 (「*Annex*」)。
- (45) UN Doc. A/CONF. 62/WP. 3. 7 May 1975.
- (46) United Nations, *The Law of the Sea, National Legislation on the Territorial Sea, the Right of Innocent Passage and Contiguous Zone* (1995) (「*ILC*」 UN, *The Law of the Sea, Nat. Leg...* 255), p. 28, 第四条。
- (47) *Ibid.*, p. 59, 第五条。
- (48) *Ibid.*, p. 62, 第三十条。
- (49) *Ibid.*, p. 106, 第一条。
- (50) *Ibid.*, p. 110, 第三条。
- (51) *Ibid.*, p. 210, 第一〇条。
- (52) *Ibid.*, p. 213, 第六条。
- (53) *Ibid.*, p. 230, 第一条。
- (54) United Nations, *Law of the Sea Bulletin*, No. 33 (1997), p. 45, 第六条 bis。
- (55) UN, *The Law of the Sea, Nat. Leg...*, p. 318, 第一条。
- (56) *Ibid.*, p. 338, 第四条。
- (57) *Ibid.*, p. 357, 第九条。
- (58) *Ibid.*, p. 387, 第一〇条。
- (59) *Ibid.*, p. 398, 第一〇条。
- (60) United Nations, *Law of the Sea Bulletin*, No. 41 (1999), p. 46, 第二条。
- (61) UN, *The Law of the Sea, Nat. Leg...*, p. 140, 第四条。
- (62) Robert W. Smith, *Exclusive Economic Zone Claims, An Analysis and Primary Documents* (1986), p. 171, 第一五条。

- (63) UN, *The Law of the Sea, Nat. Leg...*, p. 208, 第四条。管理、衛生に関する法の違反も接続水域で処罰のための措置が執られることとなる。
- (64) *Ibid.*, p. 232, 第三A条。
- (65) *Ibid.*, p. 37, 第四条。
- (66) *Ibid.*, p. 76, 第四条。
- (67) *Ibid.*, p. 136, 第三条。
- (68) United Nations, *Law of the Sea Bulletin*, No. 34 (1997), p. 29, 第二〇条。
- (69) UN, *The Law of the Sea, Nat. Leg...*, p. 154, 第七条。
- (70) *Ibid.*, p. 159, 第五条。
- (71) *Ibid.*, p. 165, 第一三条。
- (72) *Ibid.*, p. 203, 第三条。
- (73) *Ibid.*, p. 256, 第四条。
- (74) United Nations, *Law of the Sea Bulletin*, No. 32 (1996), p. 75, 第五条。
- (75) UN, *The Law of the Sea, Nat. Leg...*, p. 353, 第四条。
- (76) *Ibid.*, p. 413, 第七条。
- (77) J. Ashley Roach and Robert W. Smith, *United States Responses to Excessive Maritime Claims*, Second Edition (1996), p. 172.
- (78) 第一三六国会、衆議院、運輸委員会議録第一号、平成八年五月一五日、二頁。
- (79) なお、出入国管理及び難民認定法の平成九年五月一日の改正(同年五月一日施行)は、集団密航に係る罪を新設し、その中で、「自己の支配又は管理の下にある集団密航者を本邦に向けて輸送し、又は……したものは三年以下の懲役又は二〇〇万円以下の罰金に処する」という規定を設け(七四条の二)、この部分を含む一定の行為について「刑法二条の例に従う」として、国外犯としている(七四条の七)。この改正についての国会審議で、密航者を輸送中でわが国領海に近づきつつある船に対しての対処についての質問に、政府側説明員は、「あるいはいろいろな説があるかもしれませんが、いまだ我が国の領海内に入っていない、公海上につきましては、日本国の公権の執行、これはもちろん日本船舶の場合は別でございますけれども、外国船舶の場合は差し控えるのだから」

うというふうに思っております」と述べている。また、別の政府側説明員は、次のように述べている。「確かに、……密航者を運んでいる船が我が国の領海に接近してまいりましたところを発見されました、それは接続水域の中であれば我が方は立ち入る権限を持つておるわけですが、そのときに、確かに当該船舶の密航者を運搬している者は既に既遂と考えられるわけですね。しかしながら、密航者本犯は確かに既遂ではございません。この間の取り扱いについては、法務省と具体的に（ママ）今後協議をしていきたいと考えておるところでございます。」第一四〇国会、衆議院、法務委員会議録、第五号、平成九年四月一八日。

(80) 第一三六国会、衆議院、運輸委員会議録第一〇号、平成八年五月一四日、一頁。

(81) 第一三六国会、参議院、海洋法条約等に関する特別委員会議録第三号、平成八年六月四日、一一頁。

(82) 第一三六国会、参議院、海洋法条約等に関する特別委員会議録第三号、平成八年六月四日、一〇頁。

(83) 島谷邦博、「国連海洋法条約関連法(1)、領海法の一部を改正する法律」、時の法令、No. 1531（一九九六年）、一三頁。

(84) 島谷、前掲論文、注(83)、一四—一五頁。

(85) 牛尾、前掲論文、注(1)、八頁。

「あとがき」本稿は、二〇〇〇年度の海上保安大学校の海上保安問題研究会での報告に基づいている。この研究会の報告をまとめたものが『海上保安と密航・密輸』という表題で出版される予定であったが、都合により、出版されないことになったので、ここに掲載するものである。